

平成23年度第1回佐賀県後期高齢者医療広域連合運営懇話会会議概要

1 日 時：平成23年9月5日（月）16:00～17:48

2 場 所：佐賀市大和支所 第3会議室

3 出席者：倉田会長・吉岡委員・松永委員・横須賀委員・内田委員
今泉委員・江口委員・貞松委員（欠席：島内委員）

4 事務局：馬場事務局長・内田副事務局長・古川業務課長

5 意見及び質疑応答要旨

（1）会議の公開・非公開について

これまでに引き続き

- ・ 会議の傍聴は不可
- ・ 広域連合ホームページにおいて会議要旨を公開
- ・ 公開する会議要旨においては、発言した委員名の記載はしない。

とする取扱いで決定

（2）広域連合の事業概要について

【委員】平成22年度の第三者行為求償件数が155件というのは、ちょっと少ないのではないか。第三者の行為によりケガや病気をした場合には届け出ることの啓発をお願いしたい。

【事務局】平成21年度の第三者行為求償件数は141件であるので、例年この程度であると認識している。第三者行為については、医療機関からの連絡により被保険者の方に照会を掛けて行っていますが、今後とも把握に努めます。

【委員】健康診査の受診率は、全国平均から見てどういう状況にあるのか。また、健康診査の受診については、ほとんど

の方が医療機関に掛かっている状況であるので、受診されている各医療機関から健診に係るデータを提出して貰うようなやり方で受診率を上げる取組はできないだろうか。

【事務局】佐賀県の健康診査の受診率は、全国平均受診率の約半分であり、県内各市町間でも大きな開きがあるところです。

(3) 平成24年度・25年度保険料率算定について

【委員】被保険者数の伸びと医療費の伸びを勘案すると、保険料率は上がるということになるのか。

【事務局】前回の改定では、保険料率は据え置きになっており、今回の改定においても県に設置する財政安定化基金を活用して、できるだけ保険料率を上げないようにしたいと考えています。

(4) 平成24年度・25年度給付に係る事業について

【委員】この重複・頻回受診者訪問指導は、誰がどのようにして行うのか。また、事業実施の狙いというのは、受診を辞めさせることにあるのか。

【事務局】保健師や看護師の専門のスタッフを養成されている業者に委託し、レセプトから対象者を抽出して訪問指導する予定です。

事業実施の目的については、医療費の抑制ではなくあくまでも適正な受診を促すものであり、また、重複受診についてはセカンドオピニオンという観点や、頻回受診については受診者が何らかの問題を抱えている状況があることから、そういったことを十分留意して実施したい。

【委員】重複・頻回受診者訪問指導事業の1人当たりの効果額は、どれぐらいであるのか。また、実施予定者は、何人程度を見込んでいるのか。

【事務局】実施されている各県後期高齢者医療広域連合により効果額に開きがあるが、資料に記載している長崎県後期高齢者医療広域連合の1人当月額28,779円というの
は高いほうです。

また、訪問指導の実施予定者数は、資料の長崎県広域連合の訪問実施者数により算出すると約500人程度になるが、出現率が同じかどうかということもあるので実際にリストアップしてみないと分からない状況です。

以上